

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(平成28年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 104,000 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	337,026	221,432	6,400		8,976	100,218
	高齢者福祉事業	109,395	38,426	18,500	3,535	4,023	44,911
	児童福祉事業	203,614	99,262	9,900	18,187	6,269	69,996
	母子福祉事業	2,893		2,600		24	269
	小計	652,928	359,120	37,400	21,722	19,292	215,394
社会 保険	介護保険事業	343,263	2,544		10,000	27,186	303,533
	国民健康保険事業	182,935	79,674			8,488	94,773
	小計	526,198	82,218	0	10,000	35,674	398,306
保健 衛生	高齢者医療事業	349,736	62,511		10,000	22,789	254,436
	病院事業	280,405			9,676	22,255	248,474
	疾病予防対策事業	53,062	2,703		2,475	3,936	43,948
	医療提供体制確保事業	14,662		14,000		54	608
	小計	697,865	65,214	14,000	22,151	49,034	547,466
合計		1,876,991	506,552	51,400	53,873	104,000	1,161,166